

## ご加入の流れ

- ① 加入条件等をよくご確認ください。
- ② 「賛助会費加入申込書」ご入力後、弊組合事務局  
([hukuokakigyoshinkokai@gmail.com](mailto:hukuokakigyoshinkokai@gmail.com))へメールに添付して  
お送りください。
- ③ 弊組合より5営業日以内にご請求書をメールにてお送りいたします。
- ④ ご請求日より1ヵ月以内にお振込をお願い致します。  
※弊組合入会はお入金日となりますのでご注意ください。

### 福岡県企業振興会協同組合賛助会員への加入条件等

賛助会員加入条件は下記の通りです。

#### 記

1. 資格：本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。
2. 会費：年額30,000円とする。

#### 【年会費振込先】

福岡銀行 吉塚支店

普通預金 1676060

福岡県企業振興会協同組合 理事長 阪 和彦

※振込手数料は貴社にてご負担いただきますようお願いいたします。

以上

年 月 日

福岡県企業振興会協同組合  
理事長 阪 和 彦 殿

住 所 〒

ふりがな  
会 社 名

ふりがな  
代表者名

印

T E L

F A X

E-mail

## 賛助会員加入申込書

このたび貴組合の定款を承認し、下記により貴組合に賛助会員として加入いたしたく申し込みます。

記

1. 事業の種類 (日本産業分類・中分類) \_\_\_\_\_  
(日本産業分類・細分類) \_\_\_\_\_
2. 常時使用する従業員数および資本金額
- |     |       |   |
|-----|-------|---|
| 従業員 | _____ | 人 |
| 資本金 | _____ | 円 |

以上

## 福岡県企業振興会協同組合 賛助会員規約

### (目的)

第1条 定款第56条の規定により、本組合に設ける賛助会員制度の運営その他については、本規約の定めるところによる。

2 賛助会員制度は、本組合の外部関係者の本組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

### (資格)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

### (賛助会員に対する事業)

第3条 本組合は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 本組合が作成または発行する資料の提供
- (2) 本組合又は組合員との情報交換の為にする懇談会等の開催
- (3) その他第1条の目的を達成する為に必要な事業

### (加入)

第4条 賛助会員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、加入するものとする。

2 前項の諾否は、理事会において決する。

### (会費)

第5条 賛助会員は年会費を納入するものとする。

2 会費の額は、年額 30,000 円とする。

### (脱退)

第6条 賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本組合に届け出て脱退するものとする。

### (除名)

第7条 本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本組合の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- (2) 会費の納入を怠った賛助会員
- (3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした賛助会員

### (その他)

第8条 賛助会員について本規約の定めのない事項であって必要な事項は、理事会の定めるところによる。

附則 本規約は平成21年5月19日より施行する。